

65歳以上の方へ

介護保険制度のお知らせ

保険料の納入(決定)通知書を7月中旬までに送付

保険料を納付書で納付する方には、納入通知書を送付します。7月分(第1期)の納期限は8月1日(月)です。

□座振替で納付する方、年金受給額から差し引かれる方(年額18万円以上の年金受給者)には、決定通知書を送付します。

なお、これらは70歳以上の方が東京都シルバーパスを購入する際の必要書類として使用できます。再発行はできませんので、大切に保管してください。

保険料を納めずにいると

介護サービス利用料の自己負担割合は通常1割〜3割で、残額が介護保険から給付されますが、保険料を滞納すると次のとおり制限されます。

① 1年以上の滞納Ⅱ介護サービス利用料が全額自己負担となる。申請することで保険給付分が払い戻される

② 1年6か月以上の滞納Ⅱ①と同様に制限。ただし、払い戻される分から、滞納している保険料が差し引かれる

③ 2年以上の滞納Ⅱ介護サービス利用料の自己負担割合が一定期間3割(自己負担が3割の方は4割)となるほか、高額介護サービスなどが受けられなくなる

保険料の減免

災害など特別な事情がある場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などに、保険料を免除または減額する制度があります。

詳しくは、介護保険料納入(決定)通知書に同封の案内、または、市ホームページをご覧ください。



二次元コードはこちら▼

☆詳しくは、介護福祉課保険料担当へ。

協議会などの市民委員を募集

市の施策に市民の皆さんの意見を反映するため、特定の事項について審議する協議会などに、市民委員を選任しています。

いずれも、他の協議会などの委員は応募できません。

◎保健福祉センター運営協議会

保健福祉センターあいぽっくの円滑な運営について協議します。

◇対象・定員

*市民委員=18歳以上の市民の方(4人)

*福祉団体委員=保健福祉センター利用団体として登録している福祉団体の代表者(2人)

※いずれも、選考があります。

◇任期 9月1日~令和6年8月31日

◇応募 「福祉と健康について」、「福祉を支える環境づくり」のいずれかについて800字程度にまとめ、「市民委員」または「福祉団体委員(福祉団体名)」と、住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、7月25日(必

着)までに〒196-0015昭和町4-7-1 あいぽっく健康係へ

☆詳しくは、健康係(あいぽっく内)☎544-5126へ。

◎介護保険推進協議会

高齢者の保健福祉や、介護保険の運営について協議します。地域包括支援センター運営協議会または地域密着型サービス運営委員会のいずれかの市民委員を兼務します。

◇対象 18歳以上の市民の方

◇定員 4人(選考あり)

◇任期 10月1日~7年9月30日

◇応募 応募の動機を800字以内にまとめ、住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、8月5日(必着)までに〒196-8511 市役所介護保険係へ

☆詳しくは、介護保険係へ。

◎社会教育委員

社会教育に関する計画の立案や調査研究を行います。関係機関の研修会や会議にも出席します。

◇対象 18歳以上の市民の方

◇定員 2人(選考あり)

◇任期 10月1日~6年9月30日

◇応募 応募の動機、社会教育に対する考え方などを800字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、8月5日(必着)までに〒196-8511 市役所社会教育係へ
☆詳しくは、社会教育係へ。

◎公民館運営審議会

公民館事業の企画や実施などについて調査・審議します。

◇対象 18歳以上の市民の方

◇定員 2人(選考あり)

◇任期 10月1日~6年9月30日

◇応募 応募の動機、公民館活動についての考え方などを800字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、8月5日(必着)までに〒196-0012つつじが丘3-7-7 公民館へ

☆詳しくは、公民館☎544-1407へ。